

議第 29 号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和 34 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 11 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 35</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の <u>100 分の 18</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 11 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 36</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の <u>100 分の 17</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と</p>

特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の

特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の

とおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100分の35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の 100分の18 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5 を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6

とおりとする。

(1) 略

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100分の36 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の 100分の17 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5 を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6

6の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第15条の3に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の3第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第11条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、

の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第15条の3に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の3第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6

「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第5項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。

の5第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県から標準保険料率が通知されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。